

平成 2 1 年度  
土地改良事業計画設計基準  
計画「農業用水（水田）」（案）  
についての前回技術小委員会における  
意見及び意見・情報募集結果の概要と  
対応方針（案）

農村振興局

平成 2 2 年 3 月 2 4 日

農林水産省

## 1 . これまでの経緯等

平成 5 年度	現行の計画基準を制定
平成 1 9 年度	改定作業の開始
平成 2 0 年度	
2 月 2 6 日	<u>第 2 回技術小委員会での審議</u>
3 月 2 4 日	<u>農業農村振興整備部会での審議（諮問）</u>
平成 2 1 年度	
2 月 2 5 日	<u>第 1 回技術小委員会での審議</u>
	意見・情報募集（パブリックコメント）の実施（3/1～3/12）
3 月 2 4 日	<u>第 2 回技術小委員会での審議</u>
	<u>農業農村振興整備部会での審議（答申）</u>
平成 2 2 年度	改定基準の文書の通知 （併せて基準の運用、基準及び運用の解説、技術書の文書を通知）

（参考）改定内容等の周知について

農林水産省のホームページに掲載

地方農政局等で開催される事業計画担当者会議等において説明会を実施 等

## 2 . 前回技術小委員会における意見及び意見・情報募集結果の概要と対応方針（案）

- ( 1 ) 第 1 回技術小委員会における委員からの意見を踏まえて、以下のとおり記述を追加する。
- ( 2 ) なお、平成 2 2 年 3 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 1 2 日に実施した意見・情報募集（パブリックコメント）において、意見の提出はなかった。

前回の技術小委員会での意見内容	修正（案）
<p>環境との調和への配慮の記述について、「環境」という言葉はいろいろなことを意味しているため、文章を読み始めた時に生態系なのか、景観なのか、基準利用者によって想定するイメージが異なってしまう。</p>	<p>事業において配慮すべき環境については、地域ごとに多様であるため、基準利用者がイメージしやすいように「運用」の「1.2 基本的考え方」において、「地域の生活環境、自然環境等との調和に配慮」と記載しているところであるが、「解説」の「1.2.5 環境との調和への配慮」にも以下の記述を追加する。</p> <p>「 <u>なお、配慮すべき環境要素には、大気、水、土壌等の自然的構成要素、動植物の個体やそれらが構成する生態系、さらに人と自然との豊かな触れ合いの場や景観等といった要素があり、非常に幅広く地域ごとに多様である。また、環境要素によっては、事業により影響を受ける範囲が受益地区外の周辺地域へ及ぶ場合もあることに留意する必要がある。</u> 」</p>

意見・情報募集（パブリックコメント）のほか、平成 2 0 年度及び平成 2 1 年度に事業計画作成実務者等から意見聴取を行った。